

宮崎県地域医療構想調整会議運営要綱

（目的）

第1条 この要綱は、医療法第30の14の規定に基づき設置する宮崎県地域医療構想調整会議（以下「県調整会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

（協議事項）

第2条 県調整会議は、地域医療構想の推進に必要な次の事項について協議する。

- （1）複数又は全ての構想区域に共通する課題への対応に関する事項
- （2）複数の構想区域間における調整が必要な事項
- （3）その他地域医療構想の推進に必要な事項

（委員）

第3条 県調整会議の委員は、別表に掲げる団体の代表者とする。

（議長）

第4条 県調整会議に議長を置く。

- 2 議長は、委員の互選により定める。
- 3 議長は、県調整会議を代表し、会務を総理する。
- 4 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。

（県調整会議の開催）

第5条 県調整会議は、議長が招集する。

- 2 議長は、委員の代理を認めることができる。
- 3 県調整会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 議長は、やむを得ない理由により県調整会議を開く時間的余裕がないとき、又は書面による協議をもって足りると認めるときには、協議事項の概要を記載した書類を委員に配付してその意見を聞き、又は賛否を問うことができる。

（庶務）

第6条 県調整会議の庶務は、宮崎県福祉保健部医療政策課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、県調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が県調整会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月25日から施行する。

別表（第 3 条 関係）

団体名
宮崎県医師会
宮崎市郡医師会
都城市北諸県郡医師会
延岡市医師会
日向市東臼杵郡医師会
児湯医師会
西都市西児湯医師会
南那珂医師会
西諸医師会
西臼杵郡医師会
宮崎大学医学部医師会
宮崎県歯科医師会
宮崎県薬剤師会
宮崎県看護協会
宮崎県保険者協議会
全日本病院協会宮崎県支部
宮崎県病院局
中央保健所
日南保健所
都城保健所
小林保健所
高鍋保健所
日向保健所
延岡保健所
高千穂保健所
宮崎市保健所